

千葉県国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱（令和6年9月27日改定。以下「要綱」という。）第8の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 企業の要件

要綱第4の1（6）に規定する要件は、以下のとおりとする。

（1）企業（派遣先企業を含む）の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が、次のいずれかに該当すると認められる者（ロ又はハに該当する者であって、継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者及びハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法律」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ロ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為をした者

ハ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為をした者

ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（2）千葉県の県税に未納のない企業であること。ただし、千葉県内に事業所がない場合は、その所在地の都道府県税に未納がないこと。

第3 申請手続等

要綱第5の1④に規定する書類について以下のとおり定める。

（1）誓約書及び調査・照会に関する同意書（様式第1号）

（2）役員等名簿（様式第2号）

（3）その他、千葉県が必要と認める書類

※千葉県内に事業所がない場合は、その所在地の都道府県税に未納がないことの証明書

第4 企業の経営の安定性等の確認

要綱第6に規定する企業の経営の安定性等の確認に関しては以下のとおりとする。

- (1) 要綱第6の1(1)に規定する経営状態の確認にあたっては、専門的知見を有する中小企業診断士へ提出書類を回付し、確認を行うこととする。
- (2) 確認等を行う中小企業診断士は、一般社団法人千葉県中小企業診断士協会へ選任を依頼する。
- (3) 要綱第6の2(1)に規定する事業の進捗状況の確認及び経営の安定化に向けた助言においては、上記(2)で選任された中小企業診断士が同席のうえ面談を行うこととする。
- (4) (3)に掲げる面談の際に、外国人エンジニアの採用状況や就労状況について確認し、必要に応じて指導等を行うこととする。

第5 外国人エンジニアに対する帰国担保支援等

要綱第6の2に規定するもののほか、外国人エンジニアが本人の責めに帰すべき事由によらず解雇された場合は、企業に対し帰国旅費の負担を求めるとともに、必要に応じて当該外国人エンジニアに対し転職支援窓口の紹介を行う等、不法滞在の防止に努める。

第6 留意事項

要綱第7に規定する入国手続に関して、特例措置の適用を受けようとする外国人エンジニア（又は代理で在留資格認定証明書交付申請をする企業等）は、在留資格認定証明書交付申請の手続を、東京出入国在留管理局千葉出張所又は松戸出張所で行うこととする。

なお、在留資格認定証明書交付申請書の提出に当たっては、当該申請が「国家戦略特別区域」に係るものであることが判断できるよう、申請書内にその旨を明確に記載するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和8年9月1日から施行する。